

**受診券は届きましたか？  
健診はお早めに**

6月から健診が始まりました。1年に1度は自分の健康状態を知るために、必ず健診を受けましょう。

受診の際は必ず受診券と保険証をご持参ください。

▼費用 自己負担分は無料 ▼場所 市内指定医療機関 ▼期間 12月31日までの診療時間内 ▼その他 健診は空腹で受けましょう。

▼保険年金課  
☎23局2149 (特定健診)  
☎23局3514 (後期高齢者健診)



**ご存じですか？  
国民年金保険料免除制度**

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

**免除などの期間**

- 平成22年7月～平成23年6月
- ※7月中は平成21年7月～平成22年6月の申請も可能
- 平成22年1月1日以後に田原市に転入された方

前住所地の平成22年度の所得証明(控除額記載のもの)が必要です。

- 平成21年4月1日以降に失業された方
- 失業を示す書類(雇用保険受給資格者証など)が必要です。

- 平成21年の台風18号で被災された方
- 世帯員の家財その他財産が被災したことを証明する書類が必要です。

※学生の方は、「学生納付特例制度」をご利用ください(一部対象外の学校あり)。

▼保険年金課  
☎23局2149 FAX23局0180

▼豊橋年金事務所  
☎(0532)33局4113  
FAX(0532)33局3411

**後期高齢者医療制度の  
保険証を更新します**

現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月

中旬から下旬にかけて、簡易書留郵便でお送りします。(簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受けに案内が入りますので、郵便局支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。)

住民登録地と異なる場所へ保険証を郵送する場合、あらかじめ申請する必要があります。印鑑と身分証明書をご持参のうえ、保険年金課へお越しください。

保険証の色が、若草色から青色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい保険証を医療機関の窓口提示してください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課  
☎23局3514 FAX23局0180



**農地相談をご利用ください**

農地に関するさまざまな相談にお答えするため、農地相談を開催します。校区ごとに相談を受け付けます

が、都合の悪い方は他の時間帯でも利用できます。

相談は無料です。料で秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。



▼日時 8月2日(月) / 校区ごとの時間割り振りは表のとおり ▼場所 赤羽根市民センター(旧赤羽根支所) 3階第一委員会室 ▼申し込み 当日、受付にて(先着順)

▼農業委員会事務局  
☎23局3519 FAX22局3817

校区	開設時間
田原東部、童浦、田原南部、田原中部、衣笠、神戸、大草、野田、六連	10:00～12:00
高松、赤羽根、若戸	
泉、清田、福江、中山、亀山、伊良湖、堀切、和地	13:30～15:30